

食の安全 農薬の話 VOL.2



農薬はなぜ使用されるのか

1961年、農産物の生産性向上と高度経済成長による農工間の所得格差の解消を目的に「農業基本法」が制定されました。

かつての農業は雑草や病害虫と闘う地道で手間のかかる作業の連続でした。それが、化学肥料、除草剤、殺虫剤、農業機械の導入によって、効率よくおこなう近代化農業に変わってきたのです。

近代化農業への移行は、農家の生産性の向上と所得を増やすことには成功しましたが、結果的に兼業農家の増加や農業の担い手不足、労働力の不足で、ますます農薬、化学肥料、機械に依存する悪循環を生み出しました。

農薬の多用は見た目の良い野菜を選ぶ消費者に



右/昔の稲刈り風景
下/機械化された現在の稲刈り風景



も責任があるといわれます。たとえば虫食いのある葉物や曲がりの大きいきゅうりは敬遠されるなどの傾向があります。

そうすると、どうしても農薬や化学肥料にたよって見た目の良い作物を作ることになります。

「どうせ作るなら売れる野菜を作りたい。」

農家の気持ちは痛いほどわかります。昔の農業は輪作(同じ畑で一定の期間ごとに違う作物を順番に作る)で病害虫の低下や土の栄養が偏らないようにしていました。

しかし、売れる野菜を優先することで連作(同じ畑で同じ作物を作り続ける)に変わってきました。連作は土の栄養が偏って収穫が悪くなったり病害虫の発生が増えたりします。

この連作によるマイナスイ面を補うためには、化学肥料で土をつくり、作物の病気や害虫を農薬で防ぐしかないのです。



右/虫食いのあとがある葉物野菜
下/畑の農薬散布



農家はJAなどが作成する営農カレンダー(農薬暦)にそって農薬を使用します。しかし、同じ農薬だけを使っていると効果が薄くなってくるので、毎年のように新しい農薬が増えてきます。

現在国内では約800種の農薬成分の使用が認められ、4600種類の農薬があるといわれています。2006年、食品衛生法の改正で一定量を越えた農薬成分が残留する食品の流通を禁止するポジティブリスト制度が導入されました。

それ以前は、残留基準が定められていたのは283成分で、基準値のないものは原則として販売禁止等の規制はできませんでした。

ポジティブリスト制度の導入によって、現在約800成分について残留基準を設定し、それぞれの食品について検査項目が定められています。

しかし、国際的に使用が認められている農薬成分は900とも1000ともいわれており、抜き打ち検査だけで全部を把握することは不可能です。

そして農薬として使用されたものは検査の対象となりますが、検査の対象とならない、それ以外の目的で使用される農薬成分もあるのです。

昔のきゅうりは不恰好で触れば痛いほどのとげがあったものです。どうして現在のように均一な形になったのでしょうか。

実は、中央卸売市場が輸送上の都合で規格外の商品を扱わなくなったことから始まっています。いつのまにか消費者も農薬と化学肥料を使った、曲がりの少ない現在のきゅうりが当たり前になってしまったのです。